

総会議事規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射線管理士部会（以下、本部会という）会則（以下、会則という）第13条第1項、第15条から第18条に基づいて定めるもので、総会を民主的かつ能率的に運営することを目的とする。

(権利)

第2条 会員はこの規程に基づいて動議を提出する権利および討論質疑の自由を保障される。ただし、定款に定めるものはそれによる。

(義務)

第3条 会員は議長の統制に服し、その許可を得て発言しなければならない。
2. 会員は会議の開会時刻を守るとともに、閉会以前に退席しようとするときは議長の許可を必要とする。

(出欠の報告)

第4条 総会の開催通知を受理した会員は指定された日までに出席を報告しなければならない。

第2章 資格審査委員会

(選出)

第5条 資格審査委員会は、総会構成員中より2名および本部会役員中より1名を選出して構成する。

(委員長)

第6条 資格審査委員会は互選により委員長を定める。ただし、役員は委員長になれない。

(業務)

第7条 資格審査委員会は次の審査を行い、その結果を総会に報告する。

(1) 出席会員の資格審査

(2) 会則第16条に定める定足数の審査と総会成立の可否判定

2. 審査の方法は資格審査委員会の裁量に委ねる。

第3章 総会運営委員会

(選出)

第8条 総会運営委員会は、総会構成員中より2名および本部役員中より1名を選出して構成する。

(委員長)

第9条 総会運営委員会は互選により委員長を定める。

(業務)

第10条 総会は次の事項の審議を総会運営委員会に付託する。

- (1) 議長の選出手続
- (2) 議事録署名人の選出手続
- (3) 議場混乱の際の収拾
- (4) その他総会運営についての必要事項

2. 総会運営委員会は前項の審議結果を総会に諮り、その承認を得た上で実施する。

第4章 議長

(議長)

第11条 総会は議事運営のために議長を選任する。

(職務)

第12条 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ議事の整理を行う。

第5章 議事

(議案の審議)

第13条 議案は原則として1件ずつ審議する。

(発言)

第14条 発言は、上程されている議題に関係し、この規程の定めるところに適合していなければならない。

2. 議長は、前項の規定に適合していない発言を拒否できる。

(動議)

第15条 動議の提出は、上程されている議題に関係し、この規程の定めるところに適合していなければならない。

(動議の採否)

第16条 動議が提出されたときには、議長は会議に諮り、その採否を決めなければならない。

第6章 採 決

(採決宣言)

第17条 議長は、採決しようとする議案の内容と採決の方法を明確に総会に告げ、その確認を得た上で採決に入ることを宣言する。

(採 決)

第18条 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いて一切の発言を認めない。

(採決方法)

第19条 採決の方法は、挙手、起立、記名および無記名投票の4種とし、その選用法は議長が決定する。

(採決順序)

第20条 採決の順序は、原則として原議案に対する否決、修正、賛成の順に行う。

(表決の尊重)

第21条 会員は、すでに行われた表決の更生を求めることはできない。

附 則

1. この規程に定めのない事項は、その都度その総会で定め、その総会でのみに効力をもつ。
2. この規程は平成16年11月4日より施行する。